

廃炉発官R3第191号
令和4年1月14日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

柏崎刈羽原子力発電所の I D カード不正使用及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案への対策として核物質防護部門の組織体制見直しに伴い、下記の通り変更を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第 1 編 (1 号炉, 2 号炉, 3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置)

第 3 章 体制及び評価

第 4 条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第 5 条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第 7 章 放射線管理

第 5 2 条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第 5 6 条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第 5 7 条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

附則

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第3章 体制及び評価

第4条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第5条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第7章 放射線管理

第95条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第97条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第98条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

附則

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

以 上